

福島市公告第337号

福島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

また、当該変更後の福島農業振興地域整備計画書は、同法第13条第4項で準用する同法第12条第2項の規定により、下記場所において縦覧に供する。

令和7年12月12日

福島市長 馬場 雄基

記

1 法第11条第2項の規定による意見書の提出

無し

2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

福島市五老内町3番1号
福島市役所農政部農業企画課

但し、縦覧時間は市役所の執務時間内とする。